

令和4年度山形市省エネ健康促進住宅補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、省エネルギー性能の高い住宅を普及させることにより、温室効果ガスの排出量を削減するとともに居住者の健康被害の低減を図るため、市内に気密性能・断熱性能の高い戸建ての住宅を新築し、又は購入する者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次条に規定する補助対象住宅を新築し、又は購入する事業とする。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に自らが居住するために新築した戸建て住宅又は購入した戸建ての建売住宅（当該建売住宅の新築工事完了前に売買契約を締結したものに限る。）であって、次のいずれにも該当するもの

ア 令和3年4月1日以後に新築工事が完了したもの

イ 令和3年4月1日以後に山形県が策定するやまがた健康住宅の普及促進に関する要綱（平成31年4月1日施行）第12条第1項に規定するやまがた健康住宅認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けたもの

ウ 認定証の交付を受けた日又は新築工事が完了した日のいずれかが令和4年4月1日以後であるもの

(2) 市内に自らが居住するために購入した戸建ての建売住宅（当該建売住宅の新築工事完了後に売買契約を締結したものに限る。）であって、次のいずれにも該当するもの

ア 令和3年4月1日以後に新築工事が完了したもの

イ 令和3年4月1日以後に認定証の交付を受けたもの

ウ 令和4年4月1日以後にその引渡しを受けたもの

エ 新築後に居住の用に供したことがないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自らが居住するため、市内に補助対象住宅を新築し、又は購入した者
 - (2) 申請日時点において住民登録をしている住所が補助対象住宅の住居表示と同一である者
 - (3) 市税を滞納していない者
- （補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号により算出した額の合計額とする。

- (1) 1補助対象住宅当たり30万円
 - (2) 補助対象者が次のいずれかに該当する場合は、1補助対象住宅当たり6万円
 - ア 令和2年4月1日以後にこの市に住民登録をした者で、この市に住民登録をするまで引き続き10年以上市外に居住していたもの
 - イ 東日本大震災により被災し、この市に避難している者で、山形市総務部防災対策課が保有する「民間施設等避難者名簿」に登載されているもの
- （交付申請）

第6条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、令和4年度山形市省エネ健康促進住宅補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者の住民票の写し（住民登録をしている住所が補助対象住宅の住居表示と同一であることが確認できるもの）
- (2) 認定証の写し
- (3) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (4) 前年度の納税証明書。ただし、非課税の場合は、前年度の市県民税課税証明書
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に定める検査済証の写し（同法第7条第1項の規定の適用を受けない建築物にあっては、工事完了引渡証明書の写し）
- (6) 補助対象住宅の完成写真
- (7) 位置図
- (8) 第3条第2号に掲げる建売住宅を購入した場合にあっては、当該補助対象住宅が未使用であることを確認できる書類及び当該補助対象住宅の引渡日が確認できる書類

- (9) 前条第2号アに該当する場合にあっては、戸籍の附票の写し等（この市に住民登録をするまで引き続いて10年以上市外に居住していたことが分かるもの）
- (10) 前条第2号イに該当する場合にあっては、同意書（別記様式第2号）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書兼実績報告書の提出を行った者に対し、必要に応じて現地調査等を求めることができる。

（交付の決定の通知）

第7条 規則第8条の規定による通知は、令和4年度山形市省エネ健康促進住宅補助金の交付決定及び額の確定通知書（別記様式第3号）によるものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定にかかわらず、第6条に規定する申請書兼実績報告書の提出をもって、規則第13条の規定による報告に代えるものとする。

（補助金額確定通知）

第9条 規則第14条の規定にかかわらず、規則第8条の規定による通知をもって、規則第14条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

（帳簿の保管）

第10条 規則第19条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（調査等への協力）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じてこの市の環境施策の参考とする事項に関する調査、報告等の協力を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。